令和８年度
スマートハウス設備設置費補助制度の概要

碧南市では、地球温暖化対策のひとつとして、市民のクリーンエネルギーの活用を支援するため、スマートハウス設備の設置にかかる費用について補助金を交付しています。

概要やＨＰを参考に、書類提出の手続きを行ってください。書類に不備等があると、補助金の交付決定が遅くなり、最悪の場合、交付が出来なくなる可能性もあります。

※ 工事着工前の交付申請 及び 設置完了後の実績報告 が必要です。

１　補助対象となる設備

各対象設備について以下の全てに該当するもの。ただし、未使用品に限る。

⑴ 住宅用太陽光発電施設（単独設置は補助対象外です。太陽光、ＨＥＭＳに蓄電池か自動車充給電設備の一体的導入に限ります。）

- 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備
- 一般社団法人電気安全環境研究所（JET）の認証又は相当の認証を受けているもの
- 設置住宅で電気が消費されるもの、または連系された低圧配電線に余剰電力が逆流するもの（全量買取契約の場合は、対象になりません。）
- 太陽電池の最大出力が５０ｋW未満のもの（パワコンによる調整前の出力）

⑵ 家庭用燃料電池システム

- 燃料電池、貯湯ユニット等から構成され、プロパンガス等から取り出した水素と空気中の酸素により発電を行い、排熱を給湯等に利用できるもの
- 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）による補助対象機器の登録を受けているもの

⑶ 定置用リチウムイオン蓄電システム

- リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備え、電気を繰り返し蓄え、停電時等に必要に応じて電気を活用できるもの
- 一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sii）による補助対象機器の登録を受けているもの

⑷ 電気自動車等充給電設備

- 電気自動車等の充電及び電気自動車等から住宅への電力供給が可能なもの
- 一般社団法人次世代自動車振興センター（NeV）による補助対象機器の登録を受けているもの

⑸ 家庭用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）

・家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの可視化を図り、電力使用量を調整する制御機能を有するもの

・愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領 ３（３）の要件を全て満たすもの（対象となるか不明な場合は、事前に一度お問い合わせください。）

２　補助を受けられる方

・過去に当該設備で補助を受けている場合は、対象外（設備ごとに１棟につき１回）

・市内に住所があり（実績報告時までの転入も可）、市税の滞納が無く、
次のいずれかに該当する方

⑴ 自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方

⑵ 自らが居住する目的で、あらかじめ補助対象設備のついた住宅を購入する方

※店舗併用住宅の場合は、延床面積の２分の１以上が住宅の用に供するもの

※借用住宅に補助対象設備を設置する場合は、住宅所有者の承諾を得ているもの

※設備の設置及び市への実績報告が、令和９年３月１８日（木）までに完了するもの

３　補助金の額

補助対象設備	補助金の額
太陽光発電一体的導入（太陽光 ＋ HEMS ＋ 蓄電池 or 自動車充給電設備） ※	蓄電池システムとの一体的導入・・・32 万円 自動車充給電設備との一体的導入・・・22 万円
燃料電池システム ※	１基あたり 10 万円
リチウムイオン蓄電池システム ※	１基あたり 15 万円
電気自動車等充給電設備	１基あたり５万円
住宅用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）	１基あたり１万円

・補助金の額が、設置費用を超えるときは、設置費用が上限となります。

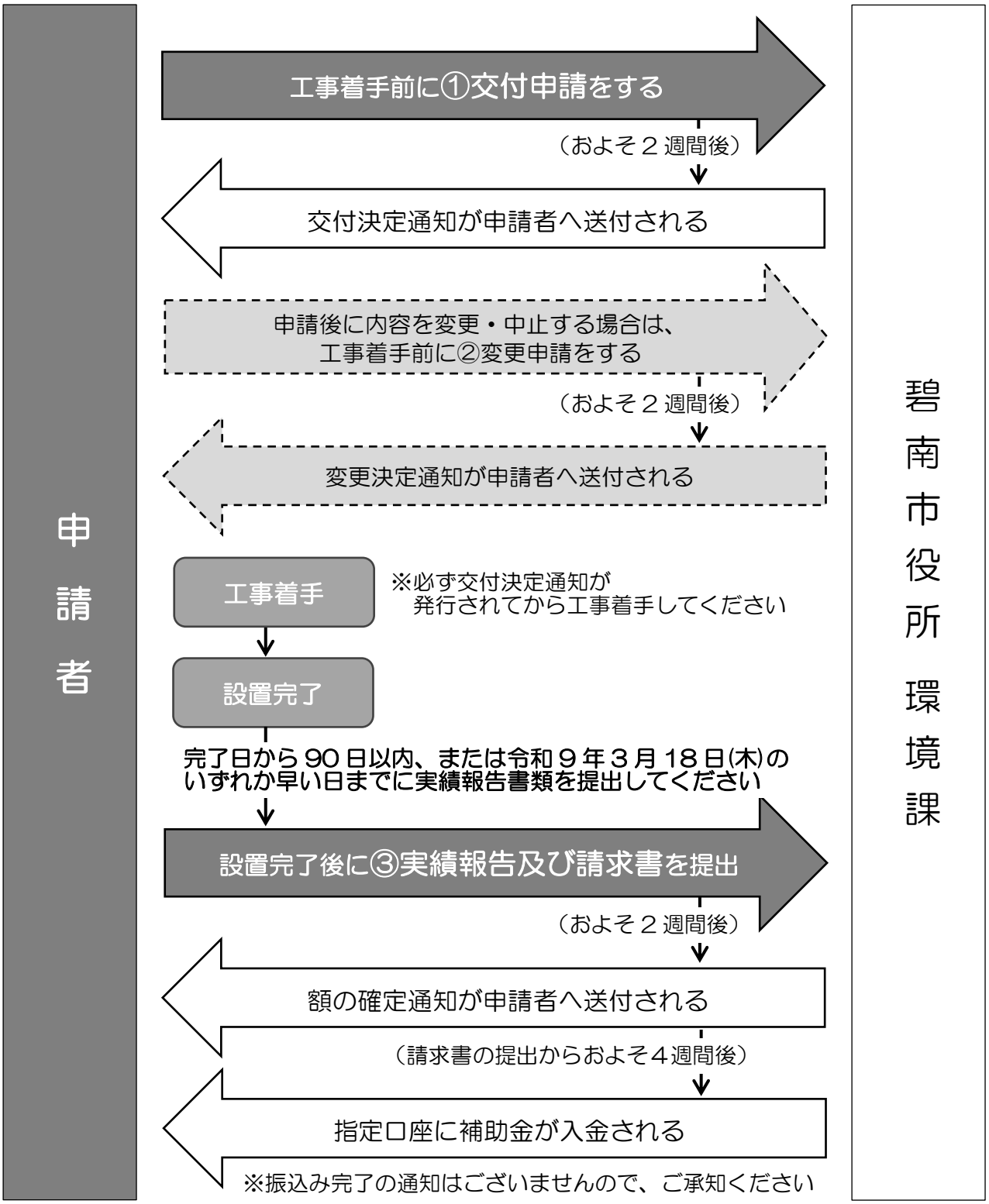
・碧南市からの補助金の額には、愛知県からの補助金額が含まれています。

・先着順で受付し、予算がなくなり次第終了となります。

※太陽光発電一体的導入、燃料電池システム、リチウムイオン蓄電池システムの補助金を受けられる方は、J-クレジット制度への加入をお願いします。
J-クレジット制度についてはホームページをご確認ください。

４　手続きの流れ

実績報告は、事業完了日（支払い完了日又は引渡し日のいずれか遅い日）から起算して９０日を経過した日又は令和９年３月18日(木)のいずれか早い日を締切日とします。



５　申請書類チェック項目

・不要な鉛筆書き等は、消してからご提出ください。

・提出書類は、原則返却しません。受領の控えが必要な方は、コピーをご持参ください。

・書類は直接窓口へご持参ください。（郵送不可）

①交付申請

□スマートハウス設備設置費補助金交付申請書（様式１-１）

□スマートハウス設備設置計画書（様式１-２）

・写真はカラー印刷してください。

・新築住宅に設置する場合、住宅写真は建設予定地の現況写真で可

・既存住宅に設置する場合、設置予定場所に設備が設置されていないことが分かる写真

□工事請負契約書のコピーまたは注文書及び請書のコピー

（建売住宅を購入する場合、売買契約書のコピー）

・契約書に補助対象設備の経費の記載がない場合、経費が確認できる書類が必要です。

□太陽光モジュールが JET 以外から設備認証を受けている場合はそれが分かる書類

□申請者が設備を設置しようとする住宅の所有者でない場合（借用住宅）、所有者からの承諾書

□店舗等の併用住宅に設置する場合、居住部分が延床面積の２分の１以上であることを証明できるもの

②変更申請（補助金交付決定額に影響がある契約内容の変更があった場合、または申請の取り下げをする場合のみ）

□スマートハウス設備設置費補助金計画変更申請書（様式３）

□変更前と変更後の内容が分かる書類

③実績報告及び請求書

□スマートハウス設備設置費補助金実績報告書（様式５-１）

□スマートハウス設備設置写真添付書（様式５-２）

・写真はカラー印刷してください。

・申請したすべての設備についての写真が必要となります。

・新築の場合は住宅の全体写真も添付してください。

□スマートハウス設備に係る領収書のコピー

・他の工事内容も含む場合、内訳書を添付するか対象設備が含まれていることが分かるように但し書きをご記入ください。

□スマートハウス設備の機器保証書の写し又は未使用品であることが確認できる書類

・太陽光発電はモジュールの出力対比表、その他の設備は保証書申込書等でも可。
その場合、必ず申請者の氏名住所及び型式が記載されていること。

・申請したすべての設備についての保証書等が必要です。

□住民票の写し（住所地が申請された設置場所と同一のもの）

・碧南市役所市民課等で発行できます。申請者個人の情報（本籍・続柄省略）で可
発行した書類をそのままご持参ください（コピー不可）。

□碧南市税の完納証明書（提出日より３ヶ月以内に取得したもの）

・碧南市役所税務課等で発行できます（コピー不可）。
碧南市で課税がない場合でも必要となります。

□太陽光発電一体的導入を申請した場合

１　全量自家消費の場合

・逆変換装置を用いた発電設備の系統連系に関する検討結果説明書

２　売電する場合（余剰売電に限る）

⑴ FIT 制度による売電の場合

・電気事業者の発行する発電設備の連携に関する書類

⑵新電力等への売電の場合

・受電契約書等、余剰売電であることがわかる書類

□太陽光発電一体的導入、燃料電池システム、リチウムイオン蓄電池システムを申請した場合

J-クレジット制度に関する書類（くらしカーボンニュートラル入会申込書）

□スマートハウス設備設置費補助金交付請求書（様式７）

・振込先の口座名義人は申請者本人であること。

・記載例をよくご確認の上、お間違いのないよう記入ください。